

平成21年度 S I B A 海外市場開拓支援補助金事業要綱

第1 趣旨

社団法人 静岡県国際経済振興会 (以下「SIBA」)は、海外市場開拓のための事業を実施する静岡県内企業等に対し本要綱の定めるところにより予算の範囲内において経費の一部の補助を行い、国際化の促進と国際競争力の強化を図るものである

第2 補助対象者

- (1)中小企業基本法第2条に定める中小企業(法人・個人)またはその複数で構成する任意グループであること
- (2)静岡県内に本社もしくは主な事業所を有し、事業税の支払が確認できること
- (3)申請する事業について静岡県が関わる補助金等による支援を受けていないこと
- (4)平成19年度、平成20年度海外市場開拓支援補助金事業の助成を受けていないこと

第3 補助対象事業

平成21年4月1日から平成22年2月28日までの間に実施した事業で、次に掲げる(1)から(3)のうちいずれか一つの事業

- (1)海外見本市への出展
会期中に商談を伴うものに限る
- (2)外国語版ホームページの作成・海外メディアへの広告掲載
- (3)海外特許出願

静岡県製品の輸出振興が目的であるため、海外で製造している製品は対象外
直接出願・パリ条約ルートでの出願の場合は出願日が前述の期間内であること
PCTルートによる出願の場合は国際出願日(日本特許庁への出願日)が前述の期間内であること、あるいは各国への移行が前述の期間内であること(中間処理費用は補助対象外)

第4 補助対象経費

平成21年4月1日から平成22年2月28日までの間に支払した以下の経費

事業	対象経費
海外見本市への出展	小間料, 小間装飾料, 展示品・配付物等の輸送費用, 通訳料, 小間内で使用する電話・FAX・電気使用料
外国語ホームページの作成, 海外メディアへの広告掲載	企画・デザイン料, 翻訳料, データ入力・作成料, 広告掲載料
海外特許出願	外国出願手数料(基本手数料・調査手数料・送付手数料), 弁理士費用, 現地代理人費用, 翻訳料

第5 補助金額 1社50万円を上限とする

第6 補助率 補助対象経費の1/2以内

第7 申請手続

(1)提出書類 補助金交付申請書 (様式第 1号)

(2)添付資料

< 共通 >

直近 3ヵ年分の決算書 (個人の場合は確定申告書)

会社案内

商品カタログ・パンフレット等

< 海外見本市への出展 >

出展する見本市の概要がわかるカタログ・パンフレット等

< 外国語版ホームページの作成・海外メディアへの広告掲載 >

元になる日本語版・見本があれば添付

< 海外特許出願 >

国内特許取得済の場合は明細書

未取得の場合は内容がわかるもの

(3)締切 平成 2 1 年 6 月 3 0 日必着

(4)提出先 社団法人 静岡県国際経済振興会

〒 420-0853 静岡市葵区追手町 4 4 - 1 静岡県産業経済会館 4 階

第8 審査方法

補助対象企業・補助金額の決定、その他変更・取消については有識者等で構成する審査会の判断による

第9 実施報告

交付決定を受けた企業等は事業終了後速やかに実施報告書 (様式第 2号)に支出を証明する書類 (領収証等)を添えて提出しなければならない

第10 補助金の請求

補助金交付確定通知受領後速やかに、補助金請求書 (様式第 3号)を提出しなければならない

第11 対象事業の変更・中止

(1)補助金の交付が決定した対象事業の主要な内容を変更するときは事前に変更申請書 (様式第 4号)を提出し、SIBAの承認を受けなければならない

(2)申請した事業の実施が困難になったとき、あるいは期限内に対象事業が完了しないことがわかった場合は、その旨速やかに報告し指示を受けること

第12 交付決定の取消

交付決定企業が次に掲げるいずれかの項目に該当すると認められた場合は交付決定を取消する

(1)申請した事業を実施しなかった場合

(2)虚偽の申請・報告を行った場合

(3)要綱に定める条項に違反した場合

(4)審査会が補助金交付を不相当と認めた場合

第13 この要綱に定めのない事項については、関係機関と協議の上、その都度定める